



# 包括支援センターだより



米山・南方地域包括支援センター  
登米市米山町西野字的場 181

知っておこう！

## 成年後見制度

成年後見制度は、たとえば認知症や知的に障害があるなどのために、判断能力が不十分な方を支援する制度です。

判断能力が低下すると、財産の管理や契約を自分ですることが難しくなったり、詐欺被害にあわないか不安になることがあります。このような方々のために、代わりに財産の管理や契約をして、法律面と生活面から支えていきます。

成年後見制度には、法定後見制度と、任意後見制度の2種類があります。

### 法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合に、家庭裁判所が適切な援助者（後見人・保佐人・補助人のいずれか）を選びます。その援助者が、本人に代わって、契約などの法律行為や財産管理など必要な支援をします。

### 任意後見制度

判断能力があるうちに、将来の代理人（任意後見受任者）を定め、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。将来どんな生活をしたいかなど、自分で決めることができます。

## こんな時、どうしたらいいの？ Q&A

Q

認知症の母親と、軽い知的障害の弟が二人暮らしをしています。以前、母親は訪問販売に騙されて高価な着物を買ったこともあり、今後は心配です。



A

お母様に成年後見人がいれば契約を取り消すことができ、財産管理も任せられます。成年後見制度の利用を検討してみてください。

Q

お年寄りが近所に独りで住んでいます。認知症がかなりひどいようですが、身寄りの人がいないみたいです。どうしたらいいのでしょうか。



A

法定後見の申し立ては、四親等内の親族が行います。しかし、親族がない、あるいは親族が申し立てできない等の事情がある場合には、必要に応じて市町村長が申し立てを行います。まずは最寄りの市の福祉担当課や地域包括支援センターにご相談ください。

こんな活動  
やってます



# 活動報告

参加して  
みませんか



## 認知症サポーター養成講座



みなさんも「認知症サポーター」になりませんか

《参加者の感想》  
「認知症についての理解が深まった」「早期発見することも大事ですね」「どのように接したらいいか学べました」



認知症サポーター養成講座とは、認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守ったり、寄り添ったり、支え合ったりできるように応援する「認知症サポーター」を養成する講座です。

包括支援センターでは、老人クラブやミニデイなどの地域の集まりに出向き、出前講座を行っています。複数の講座メニューを用意しておりますので、お気軽にご相談下さい。

## 出前講座



「感染予防の正しい理解について」の講座の様子です。講座の後半には〇×クイズを交え、楽しみながら理解を深めました。



## 脳トレクイズ

ヒント



問題：『演説』はA・Bどちらのグループでしょう？

A 昨日 会合  
過去 請求

B 午後 障子  
未来 申請



※答えは下にあります。

## 登米市米山・南方地域包括支援センター

(受託法人：登米市社会福祉協議会)

本所：米山 (米山総合支所内)

分室：南方 (南方総合支所内)

☎ 29 - 5821

☎ 58 - 4311

「介護」「健康」「福祉」「虐待防止」など高齢者の暮らしに関わるあらゆる相談に対応しています。何か気になることがあればお気軽にご相談ください！

(☎は漢字にの字が読みかかっています) Bは漢字にの字が読みかかっています